



# 島根県報

平成23年1月18日（火）

号外第5号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

【条 例】

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に（議 員 提 出） 3  
関する条例の一部を改正する条例

---

## 公布された条例等のあらまし

◇島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

### 1 条例の概要

平成23年4月実施予定の島根県議会議員一般選挙の選挙区の議員の数の算定において適用する本県の人口について、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律により、平成17年の国勢調査結果によるものとする事とした。（第2条関係）

### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第1号

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8項本文」を「第8項並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第2条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。